

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付

農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号

※

平成____年____月____日

税務署
受付印

税務署長殿

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ④ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成____年____月____日に 賃借権等の消滅 があり、平成____年____月____日に自己の
耕作の放棄 があり、平成____年____月____日に自己の
の農業の用に供し、同条 第2項 第4項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受け ていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを 行った年月日	平成____年____月____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成____年____月____日 至：平成____年____月____日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

..(事情の詳細).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※印は記入しなくても構いません。

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」及び「第2項」又は「第4項」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第2項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。